

平成18年5月9日
文 部 科 学 省
厚 生 労 働 省

文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携について - 「放課後子どもプラン」(仮称)の創設 -

事業連携の基本的な方向性

各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に、「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」(仮称)を創設する。

教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的に関わることが期待される。

各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。

同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。
当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。

同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

今後の進め方

具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

(お問い合わせ)

照 会 先：文部科学省生涯学習政策局子どもの居場所づくり推進室
室長補佐 吉岡 富雄
電 話：03(5253)4111 内線(3282)
夜間直通：03(6734)3260

照 会 先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
課長補佐 倉林 良男
電 話：03(5253)1111 内線(7902)
夜間直通：03(3595)2505